

# 平成28年度 京都市立広沢小学校「学校いじめ防止基本方針」

## 1 「学校いじめ防止基本方針」の策定

### (1) 目的

「いじめ」は子どもたちの心身の健全な成長に重大な影響を及ぼし、自殺や不登校を引き起こす深刻な人権問題である。そのような中で「いじめ」はどの学校、学級でも起こりうるものであり、また、全ての子どもが、突然被害者にも加害者にもなり得るものであると考える。初期段階のいじめや、ごく短期間のうちに解消したいじめ事案についても、学校が組織として把握し(いじめの認知)、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要である。

学校の中では「きめ細やかな観察」「組織としての迅速な対応」「深い児童理解に根ざした指導」を徹底し、「いじめ」を許さない学校づくりを目指す。

### (2) 基本理念

いじめは、全ての子どもに関する問題である。初期段階のいじめや、ごく短期間のうちに解消したいじめ事案についても、学校が組織として把握し(いじめの認知)、解決に向けた取り組みを行う。いじめの防止等の対策は、全ての子どもが安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを目的として行う。

また、全ての子どもがいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することが無いよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた子どもの心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、子どもが十分に理解できるようにすることを目的とする。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた子どもの生命・心身を保護することが特に重要なことを認識して、学校・地域・家庭・その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

## 2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

### (1) いじめ対策委員会の設置

#### ア 委員会名

広沢小学校いじめ対策委員会

#### イ 構成員（職名又は校務分掌）

校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・各学年担任・育成担任・養護教諭・LD等通級指導担任・教育相談主任・スクールカウンセラー

#### ウ 開催時期

毎月第1月曜日を定例委員会とする。緊急の場合は、適宜開催する。

#### エ 委員会として取り組む内容

- ・未然防止対策、早期発見に向けての対策等の検討
- ・各学年の児童の情報交換と課題の共有
- ・発見されたいじめ事案への対応
- ・重大事態に対する判断と対応
- ・いじめの防止等に関わる研修会の企画立案
- ・教育相談等の時期や回数の決定

## (2) 教職員の資質向上（校内研修）

### ア 基本的な考え方

「いじめ防止対策推進法」「学校いじめ防止基本方針（本方針）」を踏まえ、全教職員に対し、未然防止対策・早期発見に向けた対策・発覚時の適切な対応等に対し、校内研修の充実を図る。

### イ 研修の時期・内容等

時期：4月、8月、11月、3月に行う生徒指導研修会に合わせて開催する。  
内容：「広沢小学校いじめ防止基本方針の徹底」「教職員のいじめに対する意識向上」「事例を基にした実践研修」「アンケート結果を基にした研修」など

## 3 基本的施策

### (1) 学校におけるいじめの未然防止

#### ア 授業改善

- ・一人一人の児童がわかる喜びと学ぶ楽しさが実感できる授業を実施する。
- ・全ての児童に習得すべき基礎学力の定着を図る。
- ・学習規律の確立に努め、全ての児童が安心して学習に臨める環境づくりを行う。
- ・言語活動の充実とコミュニケーション能力の育成に重点を置いた学習形態を工夫し、推進する。

#### イ 道徳教育

- ・道徳的実践力を育むため、教育活動全般を通して道徳教育の充実を図る。
- ・「いじめは絶対に許されない」ことや、「命の大切さ」「思いやりと友情」などを具体的に取り上げた人権学習、道徳の学習を実施する。
- ・警察のスクールセンターによる非行防止教室を実施する。

#### ウ 体験活動

- ・宿泊を伴う学習や校外での体験活動を通して仲間づくりを行う。
- ・学校行事（運動会や学習発表会）を通して人間関係づくりを行う。
- ・総合的な学習、生活科等を通しての自他の生命を尊重する活動を推進する。
- ・高齢者の方との交流や地域の方との協働体験を行い、道徳的価値の深まりを図る。

#### エ 児童が自主的に行う活動

- ・児童会活動や学級活動の活性化を図り、集団の一員としての自覚を深め、自己有用感を高める取組を推進する。
- ・異年齢集団の交流を進め、望ましい人間関係の育成を図る。
- ・朝会等を利用して、感動体験発表会等を実施する。
- ・地域、PTAとともに、あいさつ運動を取り組む。

## **オ 児童生徒へのはたらきかけ**

- ・図書室に「いじめ問題」をはじめ、人権に関わる本のコーナーを設置する。
- ・非行防止教室を実施し、事後指導で他学年の児童にも発信する。

## **カ 保護者の啓発**

- ・「いじめ防止対策推進法」の趣旨や「学校いじめ防止基本方針（本方針）」の内容を周知し、いじめの防止や解消に、保護者による子どもの観察や声かけが重要であることを知らせ、理解と協力を得る。
- ・人権学習、道徳の学習の参観授業における保護者への啓発活動を行う。
- ・非行防止教室の保護者参観を推奨する。

## **キ その他**

- ・学校評価アンケートを定期的に行い、結果を分析し、成果と課題を周知する。
- ・その際、P D C Aサイクルでの見直しも行う。

## **(2) いじめの早期発見のための措置**

### **ア 情報の集約と情報の共有**

- ・生徒指導主任は、日常的に問題行動の情報収集に努め、いじめに関わる情報については、疑いも含め、「いじめ対策委員会」で情報を共有する。
- ・「いじめ対策委員会」で共有された情報は、職員会議等を通して全教職員で共有する。
- ・重大事態については、「いじめ対策委員会」を緊急に開き、対応等の検討の後、全教職員で情報等を共有する。

### **イ 児童生徒に対する定期的な調査**

#### **(ア) アンケートの実施**

- ・学校評価アンケート、いじめに特化したアンケートを利用して、「いじめ」の兆候の早期実態を把握する。
- ・クラスマネジメントシートを活用して、「いじめ」の実態把握と学級経営の見直しを図る。

#### **(イ) 教育相談の実施**

- ・アンケートに基づく相談活動を積極的に行う。その際、各担任は必ずアンケートの結果を把握し、児童の観察に努める。
- ・スクールカウンセラーとの連携による教育相談を行う。

### **ウ その他**

- ・登校、休み時間、給食中、掃除中など校内巡視による児童の見守り活動を実施する。
- ・全教職員によるいじめを見逃さない体制づくりを構築する。

## **4 いじめが起こったときの措置**

### **(1) 基本的な考え方**

初期段階のいじめや、ごく短期間のうちに解消したいじめ事案についても、学校が組織として把握し(いじめの認知)、解決に向けた取り組みを行う。いじめの発見や報告を受けたときは、速やかに「いじめ対策委員会」で情報を共有し、今後の対応等について検討する。その際、いじめの有無の確認について、被害児童の支援や加害児童への指導、周りの児童の状況把握、教育委員会はじめ関係機関や専門機関との連携、保護者への連絡や対応等について努めるとともに、解消・改善及び再発防止に向けた取組を進める。

## (2) いじめが発覚したときの対応

- ・いじめの発見や報告（疑いを含め）があった場合は、速やかに「いじめ対策委員会」で情報を共有する。【被害の態様、状況、構造、動機、背景など】
- ・「いじめ対策委員会」を中心に、いじめの事実の有無の確認を行う。  
【速やかな対応、丁寧な聞き取り、正確な事実関係の記録】
- ・被害児童及び保護者への支援を行う。【被害児童の保護を最優先】
- ・加害児童への指導及び保護者への助言を行う。
- ・周りの児童への関わりを把握する。
- ・被害及び加害児童の保護者に連絡するとともに、京都市教育委員会に報告する。
- ・周りにいた児童に対しても自分の問題として捉えさせる。必要に応じて学級集団への指導も行い再発を防ぐ。
- ・事案によっては、警察にも連絡を入れる。

## (3) ネットを通じて行われるいじめへの対応

- ・学級活動での情報モラルの指導を強化する。
- ・SNSを通じて起こっている問題行動を把握する。
- ・家庭教育学級、地生連等を活用して、地域への啓発を図る。

# 5 重大事態への対処

## (1) 基本的な考え方

重大事態への対処については、京都市教育委員会を通じて重態事態が発生した旨を市長に報告すると共に、その事態への対処及び同種の事態の発生を防止するため、京都市教育委員会の指導及び支援を得つつ、本校が調査主体となる場合には、本校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。また、いじめを受けた児童及びその保護者に調査に係わる事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

## (2) 重大事態が発覚したときの対応

- ・京都市教育委員会へ報告と相談をし、調査主体等を協議する。  
《重大事態として取り扱う案件とは》
  - ①生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。
  - ②相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。
  - ③児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し出があったとき。

### 学校が調査主体の場合

- ・学校の下に重大事態の調査組織を設置
- ・調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施
- ・いじめを受けた児童及びその保護者に対して必要に応じた適切な情報提供
- ・京都市教育委員会への調査結果の報告
- ・調査結果を踏まえた必要な措置

- ・同種の事態発生の防止に必要な取組の推進
- 京都市教育委員会が調査主体の場合
- ・京都市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査への協力

## 6 関係機関との連携

### ア 地域・家庭との連携の推進に向けて

- ・広沢小学校PTAとの連携のもと、「学校いじめ防止基本方針（本方針）」やいじめ問題に対する理解を深める家庭教育学級や地生連での研修会を設定する。
- ・平素からスクールカウンセラーとの連携を密にしておく。

### イ 関係機関との連携の推進に向けて

- ・いじめの事案によっては、警察署少年係との連携を密にし、被害児童の身の安全を最優先させると共に、児童相談所との連携も図り、加害児童・被害児童の精神的ケアを図る。
- ・平素からスクールサポーターとの連携を密にしておく。

## 7 年間計画（予定）

いじめの防止等のための取組を下表のスケジュールにより実施する。ただし、年度途中に計画の見直しを行う場合がある。

月	対策会議や校内研修等	未然防止に向けた取組や行事等	アンケートの実施や教育相談週間等	保護者への啓発等
4	第1回生徒指導委員会（いじめ対策委員会） 第1回生徒指導研修会	ハッピーデー 6年修学旅行		参観日・学級懇談会
5	第2回生徒指導委員会（いじめ対策委員会）	ハッピーデー		参観日・広沢教育説明会 家庭訪問週間
6	第3回生徒指導委員会（いじめ対策委員会） 学級経営方針交流①	広沢タイム ハッピーデー 運動会	クラスマネジメントシート (4・5・6年) 教育相談	
7	第4回生徒指導委員会（いじめ対策委員会）	広沢タイム ハッピーデー 4年みさきの家野外活動	「いじめ」についての アンケート（全学年）	個人懇談会
8	第2回生徒指導研修会			
9	第5回生徒指導委員会（いじめ対策委員会） 学級経営方針交流②	広沢タイム ハッピーデー 4年非行防止教室 5年花背山の家	教育相談	
10	第6回生徒指導委員会（いじめ対策委員会）	広沢タイム ハッピーデー		日曜参観
11	第7回生徒指導委員会（いじめ対策委員会） 第3回生徒指導研修会	広沢タイム ハッピーデー 学芸会		就学時検診 家庭地域教育学級 人権啓発参観・学級懇談会
12	第8回生徒指導委員会（いじめ対策委員会）	広沢タイム ハッピーデー 人権学習 保護者啓発		個人懇談会
1	第9回生徒指導委員会（いじめ対策委員会）	広沢タイム ハッピーデー	「いじめ」についての アンケート（全学年）	
2	第10回生徒指導委員会（いじめ対策委員会） 学級経営方針交流③	ハッピーデー	クラスマネジメントシート (4・5・6年)	家庭地域教育学級 新1年入学説明会 参観日・学級懇談会
3	第4回生徒指導研修会 (年間反省)	ハッピーデー		